

令和元年度 福島県水産業振興審議会 議事録

日時 令和2年1月31日(金) 13時30分～15時30分

場所 福島市 「杉妻会館 3階 百合」

出席者

(委員) 江川章、佐川泉、立谷寛治、野崎哲、八島宏幸、鈴木延枝、久保木幸子、大越和加、北原康子、鈴木扶美枝、濱田奈保子、原田英美

(県) 松崎農林水産部長、安田次長(生産流通担当)、本間農林企画課主幹、和田山農業振興課長、高萩港湾課長、齋藤水産課長、水野水産事務所長、涌井水産海洋研究センター所長、石田水産資源研究所長、藤田内水面水産試験場長

司会  
菊田主幹

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます水産課主幹の菊田でございます。

本日使用する資料は、事前に送付しておりますが、その後修正がありましたので、各委員の席に新しい資料をお配りしてあります。本日はこちらの資料で進めさせていただきます。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了承ください。

それでは、ただ今より、令和元年度福島県水産業振興審議会を開会いたします。

なお、本日の審議会は、委員の任期満了に伴い、新たに組織された後、最初に開催される審議会でありますので、福島県水産業振興審議会規則第7条1項に基づき、知事が招集するものであります。

本審議会は、15名の委員で構成されておりますが、本日、10名の委員が現時点で出席されておりますので、福島県水産業振興審議会規則第7条第3項に規定する「委員の2分の1以上の出席」に達しており、本審議会が成立していることを御報告いたします。

それでは、はじめに、農林水産部長からあいさつを申し上げます。

松崎農林  
水産部長

部長の松崎でございます。福島県水産業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、年始めの大変お忙しい中、本日の審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃、それぞれのお立場から本県水産業の発展に多大な御尽力を頂いており、心から御礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、昨年10月の台風第19号や大雨により、かつてない被害を受けた中、被害対応に当たってこられた皆様の御努力に深く敬意を表し、感謝を申し上げます。県といたしましては、関係機関等としっかり連携し、被災した施設の復旧に向けた取組を進めてまいります。

さて、現行の「福島県農林水産業振興計画」は、来年度に終期を迎えることから、令和3年度以降の新しい計画を策定してまいる考えであります。

これまで、現在の計画に基づき様々な取組を進めてきた結果、東日本大震災により被災した漁船、市場施設等の生産基盤の復旧や、モニタリング結果に基づく出荷制限の解除が進み、昨年12月の「ピノスガイ」の解除により、1魚種を除く全ての海産魚介類の出荷が可能となる中、漁業者の皆様の御努力により、試験操業は着実に拡大してきております。一方で、水揚げは震災前の水準と比べまだまだ大きな開きがあるのが現状であります。

内水面においても、出荷制限の解除により遊漁を再開した河川、湖沼がある一方、依然として、多くの河川で出荷制限等により漁業・遊漁再開の見通しが立たない状況にあります。

これらの状況から、新計画においては、今まで取り組んできた施策を適切に点検・評価した上で、変化の激しい本県水産業を取り巻く情勢等を踏まえ、必要となる施策について十分な検討を行い、漁業関係者の皆様が、将来に向けて希望を持って事業に取り組むことができるような基本方向を示してまいりたいと考えております。

このため、本日の審議会では、現在の計画の総点検について説明をさせていただいた上で、新しい計画の策定について諮問するとともに、基本的な考え方や計画の構成について御検討いただくこととしております。忌憚のない御意見等をくださるようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく御願ひ申し上げます。

司会  
菊田主幹

本日の審議会は、新たな委員の委嘱後、最初の審議会となりますので、お手元の名簿に従い、本日御出席の委員の皆様のお紹介を申し上げます。なお、名簿は一号委員から五号委員の順で、五十音順になっております。

最初に、第二号委員で、いわき市漁業協同組合代表理事組合長の江川章委員でございます。

同じく、福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長の佐川泉委員でございます。

同じく、相馬双葉漁業協同組合代表理事組合長の立谷寛治委員でございます。

同じく、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長の野崎哲委員でございます。

同じく、農林中央金庫福島支店営業第二班次長の八島宏幸委員でございます。

次に、第三号委員で海区漁業調整委員会委員の鈴木延枝委員でございます。

次に、第四号委員で、福島県漁協女性部連絡協議会長の久保木幸子委員でございます。

次に、第五号委員で、東北大学大学院農学研究科教授の大越和加委員でございます。

同じく、福島県消費者団体連絡協議会理事の北原康子委員でございます。

同じく、一般公募の鈴木扶美枝委員でございます。

同じく、東京海洋大学食品生産科学部門教授の濱田奈保子委員でございます。

同じく、福島大学食農学類准教授の原田英美委員でございます。

なお、本日は御都合により欠席されておりますが、第一号委員として、いわき市長の

清水敏男委員、浪江町長の吉田数博委員、第四号委員として福島県漁業協同組合青壮年部連絡協議会長の高橋一泰委員が委嘱されております。

続きまして、本日出席している県の職員については、お配りしております名簿を御覧ください。

本日の審議会は、委員委嘱後初めての審議会ですので、会長と副会長の選出をお願いします。福島県水産業振興審議会規則第3条第1項に「審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める」と規定されております。立候補、若しくは、推薦がありましたらお願いします。

立谷委員

当審議会において長期間委員として在任され、本県水産業に造詣が深い大越和加委員に会長をお願いすることを御提案いたします。また、副会長については、同様の理由で、野崎哲委員をお願いしたいと思っております。

司会  
菊田主幹

ありがとうございます。ただいま、会長を大越和加委員、副会長を野崎哲委員をお願いしてはどうかという提案がありましたが、ほかに御発言はございますか。

委員

異議なし

司会  
菊田主幹

それでは、会長は大越和加委員に、副会長は野崎哲委員をお願いいたします。  
それでは、大越会長は議長席にお移りください。大越会長から御挨拶を頂きたいと思っております。

大越会長

令和元年度水産業振興審議会が開催されるにあたり、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

東日本大震災から8年10か月が経過し、海産魚介類の出荷制限が残り1魚種となるなど、復旧・復興に向けて着実に前進している一方で、思うように復興が進んでいない部分もあるように思います。

本審議会には、次年度にかけて新たに策定される福島県農林水産業振興計画について審議するという大きな任務がありますので、幅広い分野で活躍されている皆様と有意義な議論を進めてまいりたいと考えております。

会長として、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員の皆様には、それぞれの御立場から活発な御意見を頂きますようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

司会  
菊田主幹

ありがとうございました。それでは、次第の5に入らせていただきます。新しい農林水産業振興計画の策定について、事務局から御説明いたします。

本間企画  
主幹

農林企画課の本間と申します。資料1に基づきまして御説明させていただきます。まず、資料1-1の背景でございます。現在の計画は、大震災と原子力災害の影響を踏まえ、全面的に見直しを行って策定された計画であります。本県の行政全体の最上位計画である「福島県総合計画」における農林水産業分野の計画として位置づけられており、これを基本指針としてこれまで様々な施策に取り組んでまいりました。この計画が来年度末で8年の満了を迎えることから、新たな計画策定に着手するものであります。総合計画の現在の策定状況であります。昨年7月から検討に着手しており、現在まで4回の会議を重ね、基本的な考え方等を審議している段階です。今後も審議を続け、今年11月を目処に県に答申される予定となっております。次に新しい農林水産業振興計画の進捗状況です。農業分野においては、昨年9月に諮問し、先週には、本日これから審議されることとなる現行計画の総点検や新計画の目指す姿、構成に係る審議を行いました。森林分野も同様に、昨年12月に諮問し、先週本日と同様の審議を行ったところです。水産業分野でも本日を皮切りに審議いただきます。各審議会を今後複数回開催いただき、最終的に令和3年の年明けには、答申を頂いて、令和3年3月に新計画の策定を完了したいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会  
菊田主幹

それでは、水産業振興審議会へ諮問させていただきます。

松崎農林  
水産部長

新しい福島県農林水産業振興計画の策定について。東日本大震災及び原子力災害からの復興状況や時代潮流等を踏まえ、長期的展望に立った本県農林水産業振興の基本的な方向性を示す必要があるため、附属機関の設置に関する条例第2条の規定に基づき、新しい福島県農林水産業振興計画の策定について、貴審議会に諮問します。令和2年1月31日福島県知事。どうぞよろしくお願いいたします。

司会  
菊田主幹

それでは、議事に入りますので、福島県水産業振興審議会規則第7条第2項の規定に基づき、大越会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長

はじめに、議事録署名人について、お諮りしたいと思います。議長から指名して、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、立谷委員と久保木委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。(1)「新しい福島県農林水産業振興計画 策定スケジュール」について、事務局より説明をお願いいたします。



本間企画  
主幹

それでは、資料2、3により御説明させていただきます。

資料2は現在の農林水産業振興計画の概要版でございます。現在の計画は第1章にあるとおり、県行政全体の総合計画の農林水産分野の計画として位置づけられており、本県の農林水産業に関する各種計画の上位に位置づけております。計画期間は平成25年度から来年度末の8年となっております。第2章では農林水産業・農山漁村をめぐる情勢を、第3章では基本目標とめざす姿を記載しております。裏面2ページ目をご覧ください。第4章では震災からの復興を始め、7つの節で具体的な施策内容を、第5章では、水産業活性化プロジェクトをはじめ、重点的に取り組む9つのプロジェクトを、第6章では、各地方の振興方向について記載し、これらにより、これまで各種施策を展開してまいりました。

次に資料3によりまして、策定スケジュールについて御説明させていただきます。審議会の欄の令和2年1月のところ、これが本日の審議会であります。農業振興審議会、森林審議会については、先週開催しております。審議会の欄の下段は策定内容の欄となっております。本日はまず、現行計画の総点検について事務局の説明のもと審議を行っていただきます。それを踏まえながら新しい計画の考え方、全体構成、目指す姿、施策の展開方向などの審議がスタートとなり、6月頃に予定されている審議会まで検討いただくこととなります。さらに、その6月頃の審議会から、今度は具体的な取組内容等を審議いただきまして、秋頃の審議会で中間取りまとめ、年度末までには答申案を審議いただきたいと考えております。また、幅広く意見を聞くという視点も大切であるため、審議会の開催と並行しながら、農林漁業者等との意見交換であったり、パブリックコメントの聴取も行っていきたいと考えております。なお、記載しておりませんが、来年年明けには答申を頂いて、令和3年3月に新計画の策定を完了したいと考えているところです。以上、策定スケジュールについて御説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今、資料2及び資料3について説明いただきましたが、このように進めることでよろしいでしょうか。

それでは、次に議題に移らせていただきます。

「(2) 福島県農林水産業振興計画の総点検」について、事務局より説明願います。

齋藤水産  
課長

水産課長の齋藤でございます。私の方から、福島県農林水産業振興計画の総点検について御説明させていただきたいと思っております。資料4-1の14ページをお開きいただきたいと思っております。計画第4章「施策の展開方向」のうち、第5節「水産業の振興」に関する総点検結果を御説明いたします。

施策の展開方向は、「1 漁業生産基盤の整備」、「2 漁業担い手の育成・確保」、「3 水産物の流通・加工対策」、「4 水産資源の持続的利用」、「5 試験研究・技術開発の推進」に分けられおり、各項目について施策の進捗をはかるための指標が設定されています。指標の達成状況について、80%以上をA評価、60～80%をB評価、

40～60%をC評価、40%未満をD評価として評価した結果、第5節の14指標のうち、A評価が14%、B評価が7%、C評価が29%、D評価が50%となりました。主な指標の動きといたしましては、漁業生産基盤の整備の指標として設定された「水揚げを再開した産地市場率」は令和2年度の目標100%に対しまして、現況は50%でC評価となっています。震災前の12市場に対し、現在は6市場で水揚げを再開しております。

次に、漁業担い手の育成確保の指標として設定された「新規沿岸漁業就業者数」でございますが、令和2年度の目標20名に対し、現況が12名でB評価となっております。新規就業者数は、試験操業の拡大に伴い順調に増加し、平成28年度以降は10名以上で推移しております。

次に、水産物の流通、加工対策の指標として設定いたしました「主要水産加工品生産量」ですが、令和2年の目標31,000トンに対し、平成30年の実績が17,361トンとなり、達成度はD評価となっています。品目別では塩干品、生鮮冷凍水産物が順調に回復してきた一方で、ねり製品の生産量が震災前の半分程度に留まっております。

次に、水産資源の持続的利用の指標として設定した「ヒラメ人工種苗放流数」でございますが、令和2年の目標100万尾に対し、令和元年の実績が113万尾となり達成度はA評価となっています。平成30年度に整備いたしました水産資源研究所において、他県産の卵を導入して生産したヒラメ種苗を放流することにより、震災前と同程度の種苗放流が可能となりました。

最後に、試験研究・技術開発の推進の指標として設定いたしました「試験研究課題における実用化成果の割合」は、農林水すべての課題を対象とした評価となっております。令和2年度の目標100%に対し、現況50%でC評価となっています。水産関係の課題では、平成30年度に終了した課題はございませんでしたが、指標値の推移では50～100%で推移しております。

これまで代表的な指標を説明しましたが、その他の指標の評価結果につきましては、時間の都合上、本日は説明しませんが、資料4-1の28ページに全ての指標を示していますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、講じた主な施策と課題についてご説明いたします。資料4-1の15ページをご覧ください。漁業生産基盤を整備するため、12の漁協・水産加工協等に対し、漁協の荷さばき施設などの漁協関係施設や流通加工機器の復旧のために総額6,604,402千円を補助しております。また、操業の邪魔になる漁場に残存した約5万トンの震災ガレキ等を撤去するとともに、操業中に漁業者が回収するガレキの処分について支援いたしました。今後の課題といたしましては、漁協等による効率的な市場利用の促進が必要と考えております。

漁業担い手の育成・確保のため、被災した漁船のうち、249隻の漁船の復旧や、1,795件の漁具の取得を支援してまいりました。また、ベテラン漁業者から新規漁業者への漁労技術習得研修を延べ728回実施いたしております。残された課題といた

しましては、操業自粛の長期化に対し、若手漁業者が安心して就業できる後継者対策を実施していくことが必要と考えております。

水産物の流通・加工対策といたしましては、県内の加工流通業者に対して、遠隔地からの原材料の運搬料等の、震災の影響で新たに必要となった経費を補助いたしております。また、販路拡大に必要な競争力を強化するため、第三者認証であります水産エコラベルの取得を支援し、水産エコラベルの1つでございますMEL生産段階認証を14漁法魚種で、流通段階認証を7団体で、合計21件取得しております。今後の課題としましては、長引く風評の払拭に向けた取組への支援が必要と考えております。

水産資源の持続的利用に向けましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成31年2月に水産資源研究所の全面供用を開始し、令和元年にヒラメ種苗113万尾を生産・放流しました。今後は、アワビとアユの種苗生産も開始する予定です。また、県の調査船による底魚類の資源調査結果により、資源状況を把握し漁業者へ情報提供することで、ヒラメの漁獲サイズ制限など、漁業者による自主的な資源管理につながっております。今後の課題といたしましては、増加した水産資源に対する資源管理方策の見直しや取組数の拡大により、効率的な漁業を実現する必要があります。また、つくり育てる漁業を持続的かつ安定的に進めるため、放流効果の向上に向けた検討が必要と考えております。

試験研究・技術開発の推進では、新たな研究課題に対応するため、水産海洋研究センター及び水産資源研究所を整備いたしました。今後は、これらの研究機関において、放射性物質対策や操業再開に資する研究等に重点的に取り組んでまいります。今後の課題として、いずれの研究課題からも生産現場で生かすことが出来る実用的な成果が得られるよう、随時研究手法の見直しを図るとともに、成果を現場へ普及していく必要があると考えております。

最後に、今後の方向性について御説明いたします。漁業生産基盤の整備につきましては、産地市場の再編統合を含め、効率的な利用方法について、漁協等の開設者による協議を支援してまいります。また、早期の沿岸漁業再開に向けて、モニタリングを継続して出荷制限の解除を国へ求めていくとともに、漁業者による試験操業の拡大に向けた協議を促進してまいりたいと思います。

漁業担い手の育成・確保につきましては、若い漁業者が安心して漁業に従事できるよう、県産水産物に対する風評払拭の取組や付加価値向上の取組を支援してまいります。また、地域の小中学生に対して、海と漁業の魅力を伝える漁業体験学習を行うなど、次世代の漁業者候補を育てる取組も支援してまいりたいと思います。

水産物の流通・加工対策につきましては、施設・機器整備及び販路回復の取組を継続して支援するとともに、本県水産物の安全・安心に関する正確かつ迅速な情報発信を継続してまいります。

水産資源の持続的利用につきましては、試験研究機関の資源調査結果に基づき、新たな資源管理方策の提言を行い、漁業者による自主的な資源管理の取組拡大を支援し

てまいります。また、水産資源研究所で採卵・生産した、ヒラメ・アワビ・アユなどの自県産種苗を震災前と同規模で放流するとともに、新たな栽培漁業対象種の事業化に向けた試験研究を進めてまいります。

試験研究・技術開発の推進につきましては、生産現場や行政ニーズを把握して的確な研究課題を設定し、実用的成果が得られるよう、適切な進行管理を行ってまいります。また、新しい農林水産業振興計画を反映した新たな研究推進方針を策定し、試験研究課題の設定を行ってまいります。

以上が第4章「施策の展開方向」に係る総点検結果になります。

第5章「重点戦略」の「8水産業活性化プロジェクト」の総点検結果につきましては、資料4-2の18ページに記載がありますが、これまでの説明と重複するため、割愛させていただきます。

また、第6章「地方の振興方向」に係る総点検のうち、資料4-2の34～39ページに記載のございます相双地方といわき地方の総点検内容に、水産業の振興に係る記述がありますので、後ほどご確認いただくと幸いです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

御説明ありがとうございました。資料4-1、4-2について御説明いただきました。かなり大量の情報ですので、全てを理解・認識するのは簡単ではございませんけれども、現在の計画の総点検については、まず県の方で施策の進捗状況等を分析・評価し、課題等を整理いたしました。そして、点検した項目は、現在の計画の第4章「施策の展開方向」、第5章「重点戦略」、第6章「地方の振興方向」で、特に、第4章「施策の展開方向」については、施策の今後の方向性まで検討したという報告でした。

では、これまでの内容について、皆様の方から、御意見、御質問があれば、よろしくお願いたします。

議長

ひとつ、細かいことで恐縮なのですが、資料4-1、14ページで説明いただきましたヒラメの人工種苗生産・放流についてなのですが、他県産の卵を導入したと書いてあるのですが、どこから導入したものでしょうか。

齋藤水産  
課長

日本海側から調達しております。出来るだけ早く本県産の卵を取って生産できるよう、令和2年度から着手してまいりたいと考えております。

議長

他にございますでしょうか。立谷委員お願いします。

立谷委員

漁業の担い手の育成に関しては、震災後、県の方で何回となくやってもらっているのですが、これまで以上の取組をお願いしたいと思います。

議長

よろしくお願いいたします。

ここは、かなり重要な部分となりますので、操業拡大に向けた協議を促進するとの説明がありました。また、出荷制限魚種が1魚種となったとのことで、今後の本格的な操業再開に向けた考え方、課題等について、県漁連会長である野崎委員から御意見がございましたら、よろしくお願いいたしたいと思います。

野崎委員

まず、試験操業は、2012年6月から3魚種で始まって、それぞれの漁業種類ごとに検討を重ね、順次進めてまいりました。出荷制限魚種が最後の1種ということで、それぞれの試験操業検討委員会で議論が必要ですが、一括での試験操業の解除ではなく、出来るところから試験操業からの脱却の議論を依頼しているところです。

それと、教育との関連がある部分ですが、海星高校の合併問題があります。海星高校は、担い手の育成機関として重要ですので、我々も注意深く見守っております。その辺もお願いという形で県の方に意見を反映させていただきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。県の方はよろしいでしょうか。

齋藤水産  
課長

漁業担い手の育成は非常に重要と考えておりますので、御意見を反映させられるよう、頑張りたいと考えております。

議長

ありがとうございました。その他、ございますか。

それでは、追加の御意見がありましたら、後ほど事務局まで御提出いただければと思います。総点検結果への意見の取りまとめにつきましては、私と事務局に御一任いただければと思いますが、委員の皆様におたずねする場合もございますので、その際は御協力をよろしくお願いいたします。

また、事務局におかれましては、総点検結果を踏まえ、新しい計画の策定に活かしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

他になければ、次の議題に移りたいと思っております。

「(3) 本県農林水産業をめぐる情勢」について、事務局から御説明をお願いいたします。

齋藤水産  
課長

本県農林水産業をめぐる情勢について御説明させていただきます。

資料5の38ページをお開きください。漁業経営体の動きとして、漁業経営体数と新規就業者数の推移を示しております。漁業経営体数は平成23年に震災の影響で大きく落ち込みましたが、その後増加しており、平成30年には564経営体まで回復しております。

新規就業者数につきましても、平成23年は震災の影響で0人となりましたが、その後増加傾向にあり、先ほども申しましたが、平成28年以降は10名以上で推移しております。

資料の39ページをご覧ください。海面漁業生産量・生産額を御説明いたします。左の図は沿岸漁業の生産量・生産額を示しており、福島県に水揚げされた漁獲物の量・金額を集計した属地統計になります。沿岸漁業の漁獲量は沿岸漁業の操業自粛により大きく落ち込みましたが、試験操業の拡大によって少しずつ漁獲量が増加しておりますが、震災前と大きな開きがあるのが現状です。なお、福島県漁連の調べで、令和元年の速報値は3,584トンとH22の13.8%という状況となっております。

一方、右の図につきましては、福島県の方が全国各地に水揚げしている量を示したものでございます。まき網漁業などの沖合漁業を含む属人統計になります。震災後、大きく落ち込みましたが、こちらも近年は増加傾向で推移しております。

40ページをお開きください。原発事故によりまして海産魚介類に出荷制限がかかりましたが、出荷制限魚種数は着実に減少いたしまして、昨年12月にビノスガイが解除され、残りはコモンカスベ1魚種となっております。

次に、41ページを御覧ください。内水面漁業・養殖業の現状として、遊漁承認証、釣りをするための承認証ですが、この発行数と内水面漁業の出荷制限魚種について記載しております。遊漁承認証発行件数は、こちらも震災の影響で大きく落ち込みました。日券の発行数は順調に回復しておりますが、年券はほぼ横ばいで推移しており、内水面の漁協経営は厳しい状況にあります。また、出荷制限魚種につきましても、海面と異なり、水域別で7魚種に出荷制限が指示されております。

次に、42ページをお開きください。左の図は、内水面養殖業の収穫量につきまして、魚種別に示しております。特にコイの生産量は平成24年を底に回復しまして、平成30年は846トンと全国2位の生産量を誇っております。一方、サケの沿岸来遊数は震災の影響も含めまして大きく減少し、親魚の不足等によりふ化放流実績も低水準で推移しています。

次に53ページを御覧ください。まず、訂正をお願いしたいのですが、ヒラメの漁獲量の推移で単位がkgとなっておりますが、トンに直していただければと思います。

県では、生産量が全国上位の本県を代表する農林水産物11品目を「ふくしまイレブン」と位置づけてPRを強化しています。水産からは、ヒラメが選出されておりますので、ヒラメ漁獲量の推移と種苗放流尾数の推移をご説明いたします。ヒラメは原発事故の影響により出荷制限がかけられておりましたが、平成28年6月に解除となったことを受けまして、平成28年9月から試験操業の対象種に加わり、漁獲量が増加してきております。平成30年の漁獲量は397トンと、震災前の平成7年や平成17年を上回っております。

種苗放流尾数につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、水産資源研究所で令和元年に生産した113万尾のヒラメ種苗を放流しております。

以上で本県農林水産業をめぐる情勢の説明を終わります。

続いて、昨年の水産業振興審議会の中でも御審議いただきましたが、県の水産振興の方向性を示した「ふくしま型漁業」の実現に向けた取組を御説明します。

資料6をご覧ください。この資料の1ページ、2ページにつきましては、機会を捉えまして皆様に説明している部分ではございますが、新たに御就任いただいた委員もいらっしゃいますので、改めて御説明させていただきます。

まず始めに、1枚目「福島県水産業の現状と直面する課題」でございます。

1番目、安全の部分でございますが、約6万2千検体のモニタリング検査を実施しております。平成27年4月以降、4年9ヶ月間に渡りまして、約3万6千検体で基準値100ベクレルを超える値は連続して出ておりません。

2番目、出荷制限魚種でございますが、最大で44種あったものが、徐々に減って現在は1種となっています。試験操業につきましては、右側の図の上の方、青い部分になりますけれども、水深150m以深で3魚種を対象として始まったものが、順次拡大されまして、東京電力福島第1原子力発電所の半径10kmを除く海域で出荷制限魚種以外の全ての魚種を対象として実施されております。

次に3番目、操業自粛による効果でございますが、左側の図下の点線が示す震災前の基準を大きく超え、ヒラメ・ババガレイにつきましては、8倍以上に資源が増えております。右側の図はヒラメ・マガレイでございますが、獲れる魚が大きくなっているという現状がございます。

そして、4番目の産地市場の入札でございますが、平成29年9月には、再開した6市場全てで入札が再開されました。

上の2つを受けて、消費を回復する環境は整っている、3番目で水揚げ量増加の環境は整っている、4番目で販路回復の環境も整っていると考えておりますが、「しかし」の右側になります。

直面する課題として、生産現場からは、水揚げを増やすことで値崩れを起こす恐れがあるという懸念があります。そして、価格の安い魚を獲ることで無駄獲りになり、資源に悪影響を与えてしまうのではないかという不安がございます。

生産が増えないため、販路が戻っておりません。流通業者からは安全への不安、流通量が少なくて当てにできない等の意見があります。消費段階では、流通が少ないので、福島産を買えない、また、安全に対する不安から買わないという意見がございます。

2ページをお開きください。県といたしましては、資源を管理しながら、水揚げ金額を増やして、本県水産物が選ばれる理由を付加する取組を支援し、安全の見える化により安心を確保することで、水揚げ金額100億円を達成したいという目標を設定しております。この目標の実現に向けた具体的施策をその下に示しております。まず、一番下の安全の部分でございますが、モニタリングを継続し、漁協の自主検査を支援してまいります。また、放射性物質に関する試験研究を行い消費者に分かりやすく中身を伝えてまいりたいと考えております。

そして、中段左側の生産の部分をお覧ください。水産資源研究所などの調査結果の中から、震災前の6割の努力量で8割の水揚げが確保出来るという研究成果が出ております。漁業者の方々に具体的な漁獲方法を提案しながら、実現可能な資源管理を実

施してまいりたいと考えております。

また、生産から流通にかけての部分につきましては、県産魚介類の付加価値向上を目指しまして、水産エコラベルの取得や、高付加価値が期待できる技術開発を行うとともに、機器の整備を支援してまいります。

次に右側の消費段階でございますが、大型量販店に常設の販売棚を設置いたしまして、専門家により本県水産物の安全性、美味しさ等を消費者へ直接説明しております。

こうした取組により、一番右側になりますが、消費者の方々の信頼を得ることによって、漁業者の増産への好循環につながり、操業自粛により大型化した資源を有効に利用して、震災前の6割の努力量で8割の水揚量を確保し、高付加価値化によって約2割の単価向上を目指し、震災前を上回る100億円を実現してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。「ふくしま型漁業の実現に向けた取組状況」につきまして、御説明させていただきます。

まず1点目、水産資源を管理して水揚金額を拡大するための取組でございます。先ほども御説明したとおり、ヒラメをはじめ、多くの魚介類で資源量が増加し、大型化しております。一方で、昨年は本県の重要な漁獲対象のコウナゴが不漁で漁獲量が0となりました。その他のトピックとしては、相馬の沖合底びき網漁船がいわき海域で操業を行って、小名浜水揚げを開始しました。こうした資源状況等の変化を踏まえ、操業の拡大に向けた協議を促進するため、各方部の漁業者の皆さんの会合に出席し、資源動向等の試算結果等を説明しております。

今後、研究成果に基づく具体的な資源管理方策を提示するとともに、重要魚種でありますコウナゴの不漁要因の解明、資源状況の把握に向けた調査の拡充を行ってまいります。また、あと1種となりました出荷制限対象魚種も将来はゼロとなると思いますので、出荷制限ゼロを契機とする操業拡大に向けた議論を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、高付加価値化の取組について御説明いたします。**MEL**生産段階認証バージョン1を7魚種で13件取得しております。国際基準に合致した新しい規格であるバージョン2をマサバ及びゴマサバで取得しております。流通加工認証バージョン1は7団体が取得し、バージョン2は県漁連が申請中です。

今後の取組といたしましては、認証取得が価格向上につながるように、PRや販売への支援を実施してまいりたいと考えております。

次に高付加価値化技術等に関しましては、底びき網や船びき網、さし網等で操業調査を行いまして、漁獲物の船上処理技術の開発等を行っております。こうした技術をマニュアル化して策定するとともに、シャーベット氷の製造器や調温型の活魚トラックの整備などを支援しております。さらに、本日御出席の濱田委員に御教示いただいております温度履歴標識、バイオサーモメーターと呼ばれておりますが、これによる鮮度の見える化に向けた技術開発等により、高付加価値化の取組を進めております。

今後の取組といたしましては、こうした技術を現場で実装し、生産から消費につな



がるまでのコールドチェーンの確立を目指してまいります。

次に販路を回復させる取組につきましては、大型量販店での販売棚の設置が、イオンの10店舗で行われております。ここに専門の販売員を配置いたしまして、本県水産物の安全性や美味しい食べ方の情報を提供し、対面販売することで、消費者への理解を目指しております。また、県内の量販店での福島フェアの開催など、県内に向けた消費の拡大も行っています。

今後は、常設棚の販売店舗の拡大などにより、効果的な取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、外食産業への販路拡大に向けて、今年度から外食店のシェフを産地に招聘しております。また、「ふくしま常磐ものフェア」と題し、首都圏の75店舗で県産水産物を使った料理をメニューに加えていただくイベントを実施しております。

また、外食店向けの鮮魚仕入サイト「魚ポチ」を利用した販路の開拓に取り組んでいます。

次に魚の消費拡大に関し、平成28年から県で行っております「おさかなフェスティバル」を、いわき・相馬・福島・会津若松の4箇所で開催しました。

その他、新たな水産加工品開発・実証、低利用魚のすり身製品化の研究に着手しているところであります。

今後は、CMやイベントの取組を更に拡大するなど、魚の消費拡大に繋げてまいりたいと考えております。

県といたしましては、「ふくしま型漁業」を実現するため、生産から流通に至る水揚げ拡大のための取組を、漁業関係者の皆様とともに協働で継続して実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただ今、資料5及び6について御説明いただきました。

福島県の農林水産業における現状については、新しい計画を策定する上で、非常に重要な情報です。

また、本県水産業の目指す姿を示した「ふくしま型漁業」については、その進捗状況を鑑み、実現に向けた課題を、新しい計画に反映させていく必要があります。

では、これまでの内容について、御意見、御質問があれば、よろしく願いいたします。江川委員よろしく願いいたします。

江川委員

今日も試験操業に出てきましたが、水温が16℃もありました。こうした高水温の中では、シラウオ・コウナゴ・サケなどの魚は期待が持てないと考えています。その反面、スケトウダラ・タチウオ・イセエビなどは増えているという話を聞きます。高水温の原因が温暖化のためなのか分かりませんが、これからは、獲れる魚が昔と変わってくると思います。自然と言えばその通りなのですが、漁業者としてはこれが課題と考えています。これからは、我々漁業者を含め、県の方々といろいろな話し合いの

中で、進めていきながら、数量も揚げていかないといけないと考えています。私の方からは以上でございます。

議長

はい。ありがとうございます。ただ今、江川委員の方から、水温が高くなっているという現状について報告がありました。これについて、事務局からお願いします。

齋藤水産  
課長

はい。水温が高くなっているという現状はまさにその通りだと思います。なかなか、それを変えるのは困難ですが、現状の資源がどうなっているか、水温がどうなっているかといった調査は試験研究機関でしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますし、現状の資源がどうなっているかを踏まえて、漁業者の皆さんの漁業経営が成り立っていくように、御提案等させていただければと考えております。

議長

ありがとうございます。水温の上昇については、福島だけではなく全国的に傾向が見られるところもあって、それが地球温暖化の一環なのか、通常の振れ幅の中の高い時期に来ているのかというところは、議論が分かれるところだと思いますけれども、県の方から説明がありましたが、現状をしっかりと把握し、温暖化による影響ということも頭に入れ、獲れる魚種が変化してくることも念頭に置きながら、考えていく必要があるかと思えます。

その他ございますか。野崎委員お願いします。

野崎委員

資料5の38ページの漁業経営体数のグラフですけれども、これは法人と個人どちらなのでしょう。

齋藤水産  
課長

両方でございます。国の漁業センサスで調べていたものと同じような方法で年別に集計しております。ですから、法人も1、個人も1という形で合計しています。

野崎委員

では、平成20年に743経営体あり、震災後その経営体が復活していると考えてよろしいでしょうか。

齋藤水産  
課長

その通りです。

野崎委員

隣の就業者数の増加は、新しく漁業に関係した人数ということでしょうか。

齋藤水産  
課長

毎年、新たに着業された方ということでございます。

野崎委員 資料6の3ページで、震災前の6割の漁獲努力量とした際の資源状況の試算結果を両地域の漁業者に説明したということですが、これは、どんな結果だったのでしょうか。

齋藤水産課長 これは、いくつかの魚種について、6割位で漁獲しても、資源量はこうなりますというような数字を出しております。

野崎委員 少し心配しているのは、今まで沖底などの漁業種類では、隣県との入合でした。現在は海域そのものを、試験操業という形で狭めています。底びき網については、現在、がんばる漁業で震災前の50%を目標として操業しようと思っているので、操業海域そのものを広くしないまま、50%まで回復させると資源はどうなるのかを考慮しないといけないと思います。逆に、操業海域を広げないまま震災前の50%を確保してしまうと、資源に大きく圧力を加えてしまうという心配があるのですが、その辺はどうでしょうか。

齋藤水産課長 当然、そういうことになるかと思います。試算ではエリアの話までは考慮してないかもしれませんが、震災前の漁業と同じ形に戻していかないと、特定の区域だけ漁獲圧が高くなってしまうという事はあり得ると思いますので、今後試算につきましても検討してまいりたいと思います。

野崎委員 よろしくをお願いします。それと、今議長からもありましたが、地球温暖化そのものには対抗できないのですけれども、我々漁業者としても、海洋プラスチック等の海洋汚染への取組を行政と一緒にやっていくという項目を一つあげた方が良いのではないかと思います。特にプラスチック類の管理、購入から廃棄までの記録を作る等、第一歩から始めたいと我々も思っているので、行政としても取組の一環としてあげただけだと、我々もやりやすいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

齋藤水産課長 環境サイドとも協議してまいりたいと思いますし、この計画の中でどのように謳っていくかも、今後皆さんの審議の中でご相談しながら進めてまいりたいと思っております。

議長 はい。貴重な御意見ありがとうございます。

江川委員 それに関連して、今度の水害で川から流れたものが海へ流れて、操業の邪魔になっています。野崎会長がおっしゃった通りに、1年に1回か2回の海掃除の日を設けてくれるのであれば、プラスチック等も一緒に取れるのではと考えています。この水害で流木等が海に一杯となっており、網が壊れたり、魚の入りも悪くて困っています。年に1回の清掃は昔やっていたのですが、無くなってしまったので、県の方で何とか

検討していただきたいと思っています。

議長 ありがとうございます。

齋藤水産課長 対策が必要なところにつきましては、漁業者の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思いますので、審議会は勿論ですが、通常の組合長会等でもそういった意見を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。具体的な掃除等の出来るところから手を付けていくのは大切かと思っておりますので、よろしく願います。  
その他、いかがでしょうか。はい。佐川委員お願いします。

佐川委員 内水面漁連の佐川です。初めての方もおりますので、事務所は会津若松の御薬園の脇にあります。何故漁連の事務所が会津なのかとよく質問されるのですが、会津若松が一番内水面漁業の組合が多いということで、会津にあるということでございます。そして、私は県南の久慈川漁協の組合長もやっております。先ほどもお話がありましたけれども、この台風19号で県内の河川、海の方にもご迷惑がかかっているでしょうが、すごい流木の量で、ひどい所では護岸の流失、岩盤の露出が起き、溪流魚も被害の少ない上流へ移動してしまったのではないかという状況で、地元の漁協が心配しています。それと並行して心配なのが、災害復旧工事になります。これからでしょうが、相当数出てくると思います。そうした中で、我々漁業協同組合としては、1年休むと次年度に響くことを知っておりますので、休みたくないといったところで、土木工事との共存共栄をどうやっていけば良いか考えないといけない。当然、災害復旧工事でも人命に関わり優先されるということも我々は認識しておりますが、我々も商売ということもないのですが、立場上はやらないといけないといった状況でございます。今後、県の御支援・御協力をいただかないと、漁協がなくなってくるのかなと認識しておりますので、御支援・御協力をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。県からどうでしょうか。

齋藤水産課長 土木部及び農林水産部の農地関係が、復旧工事を早急に始めることになると思いますが、水産行政としましては、関係漁協の皆さんと、どうしたら出来るだけ被害が少なくなるかを相談しながら、他部局の方とも調整してまいりたいと思います。

議長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。原田委員、お願いします。

原田委員 理解が追いついていない部分を補足で説明していただきたいのですが、資料6・1で、水揚量を増やせないという要因が書かれています。これは、水揚量自体は操業自粛の影響により増やせていないという説明もございましたが、現状価格が高くないの

で、漁獲量が回復していないにも関わらず増やせない、増やすことに対して不安があるということなのでしょうか。

齋藤水産  
課長

価格については、遜色なく取引されているということではあるのですが、急激に大量に水揚げしてしまうと、単価が安くなってしまうという不安があるということでございます。

議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

私の方から2つ御説明いただきたいのですが、まずは、高付加価値化の取組でよくシャーベットアイスが出てくるのですが、簡単に御説明をお願いします。

齋藤水産  
課長

はい。シャーベットアイスはスラリーアイスといった呼び方もされておりますが、非常に粒子の細かい氷になります。そうした氷を使用することによって、例えば魚をその氷に漬けますと、氷が魚の形にぴたっと貼り付くということで、鮮度を維持できるという氷でございます。特に、砕いた氷のように角がございませんので、魚を傷つけることがなく、画期的な冷却用の氷ということで、最近全国各地で導入されているものでございます。

議長

ありがとうございます。デメリットはないのでしょうか。溶けやすいとか。

齋藤水産  
課長

溶けやすくはないのですが、甲板の上で使うにあたって滑りやすいということがあって、船の上の作業で危険性が若干あるなという話は聞きます。こぼさなければ良いのですが、揺れる船の上なので、若干不向きな部分もあるかなということで、それを改善する方法を今後検討していければと考えております。

議長

ありがとうございます。もう1点、「ふくしま型漁業」の下に、「ふくしま SEA プロジェクト」、その下に「safety eco action」と記載されており、とてもキャッチーで、見える形で表示するのは重要だと思うのですが、どれを全面的に出していくのか、コメントを頂けますでしょうか。

齋藤水産  
課長

「ふくしま型漁業」を推進しております。ただ、せっかく「ふくしま SEA プロジェクト」という言葉も作っておりますので、今後どのように活用出来るか、検討していきたいと思いますが、「ふくしま型漁業」をもっと広めていきたいというのが一番でございます。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、この「本県農林水産業をめぐる情勢」につきましては、新しい計画を策定する中で、また改めて振り返ってみるというのも大切だと認識しております。

事務局におかれましては、本日頂いた意見や新たな情報を反映・バージョンアップして、次回以降の審議会でも資料として配付していただければと思います。よろしくお願いたします。

次の議題に移りたいと思います。

「(4) 新しい福島県農林水産業振興計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

本間企画  
主幹

それでは、資料7によりまして、新しい計画策定の考え方について、説明させていただきます。

まず1ページにつきましては、現行計画の概要でございまして、先ほど資料1や2で御説明させていただいたところなので、説明は省かせていただきます。

次に2ページを御覧ください。新しい計画の策定に係る基本的な考え方です。1つめの丸は、新計画も現計画と同様、県行政の総合的な全体計画である福島県総合計画の部門別計画として、また、県の農業・農村振興条例に規定する計画としても位置づけるという内容です。2つ目と3つ目の丸は、復興や社会情勢等を踏まえながら、長期における県施策の基本方向性を示す計画にするとともに、あらゆる主体が力を発揮して、連携しながら目標の実現を目指す指針としたいという内容であります。

次に3ページを御覧ください。計画の期間であります。先ほど述べた現在策定中の新しい総合計画との整合性を考慮し、30年先の目指す姿を見据えながら、10年後の姿を示した計画とし、今後10年間の政策や方向性、主要施策を定める計画としたいと考えています。

次に4ページを御覧ください。新計画を策定する上で、現状や今後の時代の潮流を踏まえ、重要としたい視点について記載しております。箇条書きでその視点を示しております。復興の加速化は新計画でも重要な視点だと考えております。また、地球温暖化の進展、世界的な食料需要の増加、一方で国内では人口減少、TPP等経済連携協定といった、本県農林水産業を取り巻く環境の変化、更には担い手の高齢化や減少、農山漁村の活力の低下、一方では田園回帰や都市部との交流活発といった価値観の多様化、スマート農林漁業といった先端技術の進展といった事項を重要な視点と位置づけたいと考えております。

次に5ページを御覧ください。新計画の全体構成案についてであります。新計画は、基本的には、現計画の構成を元にしたと考えております。一方、計画における施策の展開方向や重点戦略については、平成29年度より、参考資料1や参考資料2のように、カラーの資料を作成して、その年ごとに分かりやすいPR資料にして、その年の取組や成果を示してきたところです。これらを踏まえながら、3つ目の丸ですが、新計画は農林漁業者といった当事者はもとより、県民の皆様にも分かりやすいものであること、また、担い手の問題や生産基盤の強化といった問題は、農業・林業・水産業で課題が共通化してきているということなどから、新計画では農業、林業、水産業といった産業で分けるのではなくて、人材育成、生産振興といった取組別で分けて記

載してはどうかと考えております。後ほどもう少し詳しく御説明いたします。さらに4つ目の丸です。現計画は、重点的に取り組む施策を重点戦略として定めておりましたが、激しく変化する情勢に柔軟に対応していくため、新計画では、重点戦略を定めずに、参考資料1等カラーの資料の様に、その年ごとに重点的に取り組む施策を決めて公表してはどうかと考えております。

次に6ページを御覧ください。下の表にあるとおり、農林水産関係においては国の法令に基づいて細かい分野での個別の計画がございます。新計画ではこれら個別各計画の上位計画と位置づけ、施策の基本方向を示すものとします。従って、新計画と個別計画は基本的に整合性を図ることとしますが、法令等により計画期間が異なるような個別計画もありますので、これらについては目標値に齟齬が出ないようにしていきます。

次に7ページを御覧ください。国が策定する計画等に係る状況です。国でも各種計画を策定しており、1番上の食料・農業・農村基本計画等、この3月に改訂されるものもあります。また、1番下の福島復興再生特別措置法の様に、今国会で改正される法律もございます。これら国の動向を捉えながら、新計画を策定していきたいと考えております。

次に8ページを御覧ください。ここからが、新計画の構成のたたき台となります。この8ページは全体構成でございます。まず、左が現行計画、右が新計画のたたき台です。現計画と変えていきたい部分を説明いたします。まず、第2章の第2節農山漁村の特性、そして第3節の現状と役割は、新計画では県の総合計画との整合性も図りながら、農林水産業の現状と課題という節で一本化してはどうかという案でございます。次に現行計画の第4章施策の展開方向、これが具体的な施策を記載している部分でございますが、これと第5章の重点戦略については、先ほど述べたとおり、重点戦略は計画の中では定めなくて、施策の展開方向の中に統合し、別途毎年重点的取組を定めていきたいというものです。次に第7章の計画の推進に当たっての考え方については、新計画の推進体制や市町村、関係団体との連携の議論をいただく中で整理できればと考えております。

次に9ページを御覧ください。ここでは、第1章、第2章部分の構成をもう少し詳しく記載しております。新計画の第2章の欄を御覧ください。第1節の情勢変化の項目では、先ほど4ページで述べた時代の潮流を踏まえた重要な視点、復興の加速化をはじめ、国内外の情勢変化、担い手の減少などを中心に記載してはどうかというものです。また、第2節においては、先ほど8ページの説明で述べたとおり、現計画の第2節、第3節を統合し、現状と課題という形で整理してはどうかというものであります。

次に10ページを御覧ください。このページは第3章のふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿に係る構成のたたき台の記載でございます。まず、第1節は基本目標を記載する部分であり、これは今後、審議会の中で検討していただきたいと考えております。次に第2節のめざす姿であります。現計画では復興の推進、安全・安心な

農林水産物の提供、県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業、活力ある農山漁村、環境との共生を掲げておりました。新計画では、1つ目で復興の加速化、2つ目で基幹産業として発展する農林水産業、3つ目は安全・安心はもちろんですが、魅力ある農林水産物をしっかりと生産し、供給していこうという姿、4つ目は活力ある地域が重要だという視点であります。第3節は施策体系でありまして、めざす姿の記載に合わせて、実現に向けた内容について記載してまいりたいと考えております。

次に11ページを御覧ください。ここが、計画の具体的な内容を記載することとなる第4章部分の構成のたたき台でございます。まず大きな違いとして、現行計画の第5章の重点戦略については、先ほどから申し上げているとおり、激しい時代の変化に対応することを主な理由として、新計画には記載せず、毎年重点的な計画を取りまとめてまいりたいと考えております。新計画の項目立てについては、5ページの説明で述べたとおり、新計画は農林漁業者といった当事者はもとより、県民の皆様にも分かりやすいものとすべきであること、また、担い手の問題や生産基盤の強化など、農業・林業・水産業で課題が共通化してきていることなどから、新計画では、産業で分けるのではなく、人材育成・生産振興といった取組別で分けて記載していきたいと考えております。少し細かく見ていきますと、最初の黒い四角は複合災害からの復興ということで、大震災被災地での営農再開等の取組等について記載していく項目です。次の黒い四角は、多様な担い手の育成ということで、農業・林業・水産業それぞれでの確保の取組を記載してはどうかというものです。次の黒い四角は、流通・販売戦略ということで、安全の確保やブランド力の向上、販路開拓について記載してはどうかというものであります。次の黒い四角は、生産活動の展開ということで、農林水産業それぞれの生産振興、「ふくしま型漁業の推進」といった生産力強化、水産エコラベル推進といった競争力強化等を記載してはどうか。次の黒い四角は、生産基盤の確立ということで、農林漁業のハード的な基盤強化について記載していく。最後の黒い四角は、農山漁村の活力向上に向けて記載してはどうかというものであります。なお、項目を記載する順番は、今後審議の中で決めていければと考えております。

最後に12ページを御覧ください。地方の進行方向については、現行計画と同様、農林事務所がある7つの地方で記載したいと考えております。第7章の計画実現のための推進体制、管理については、現計画を基本としながら整理していきたいと考えております。最後に参考資料として、指標一覧を付けます。なお、指標の内容については、新計画の施策内容にあわせ、検討してまいります。以上、新計画の策定の考え方をお示しいたしました。これをたたき台に、皆様に審議いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。資料7について御説明いただきました。

策定の基本的な考え方や計画の期間については、別途審議されている新たな総合計画との整合性を図りながら、農林水産分野の計画としての考え方を整理した旨の説明が事務局からありました。



また、新しい計画の構成についても説明がありました。

なお、資料2の策定スケジュールのとおり、新しい計画における施策の具体的な取組や指標などは、次回の審議会で審議しますので、本日の審議会では、新しい計画の策定の考え方や、「留意すべき重要な視点」、「めざす姿」、「施策の展開方向」について御審議いただきたいと思います。

これまでの内容について、御意見、御質問があれば、よろしく願いいたします。  
野崎委員お願いします。

野崎委員

この様な方向でいくんだなということですがけれども、特に水産の場合、昨年改正漁業法が成立したという絡みで、特に国の方では様々な部分を政省令でこれから決めていくということもありますので、その辺の情報を収集しながら、福島の水産に不利益の無いように、我々にも情報を流していただけると非常にありがたいと思っておりますので、今回の計画策定で考慮しながらよろしく願いしたいと思っております。

議長

よろしく願いいたします。

本間企画  
主幹

はい。国の動向をしっかりと捉えながら、随時情報共有しながら、計画策定していきたいと思っております。

野崎委員

我々も暗中模索気味なので、よろしく願いいたします。

議長

その他、いかがでしょうか。

この構成についてなんですけれども、今までは、それぞれ、農業・林業・水産に分けて構成されていたものを、今度はそうではなく、このような形とするということについては、いかがでしょうか。

このような構成にすると、水産だけでなく他の分野がどのような取組を行っているのか、全体を把握することができることや、視点を大きく、別の分野から水産分野を見ることが出来ること、いろいろな分野で並んだ時に全体が見えやすくなるなどメリットがあると思っております。

鈴木延枝  
委員

水産で分けるのではなく、農業などと一緒にまとめていくというのはすごく良いことだと思いました。私も詳しいことは分からないことも多いのですが、参考2の「ふくしまイレブン」というのがありますが、きれいな写真が並んでいて、お魚が最後に付いているのですが、他のがすごくきれいで美味しそうという感じなのに、少し可哀想と感ずります。色とか形とか味のイメージとか、そういったものは果物や野菜で強いということがあります。例えばリンゴでは、周辺の人たちの声を聞いた時に、当初は大丈夫なのかなという声があって、現実的に心配している人がたくさんいたのですが、もうすでに8年から9年が経ち、福島から出るものはちゃんと検査を通過して、

安心・安全なものが出ているということが、情報発信の積み重ねで頭に入ってきているので、それが下地にあった上で、実際に福島の果物をPRしている訳ですね。それによって、今まで他の県の果物を送ってほしいと言っていた人たちが、来年からは福島のものを送ってほしいなということを言われたりするのです。魚は地味というのと、料理して食べるということで、青魚の様に実際の味が思い浮かぶものは良いのですが、淡泊なものもありますので、見た目でも引張ってもらうためにも、こうした果物などと並べて出して、出来るだけ立派な写真を使い、安全でこれだけ食欲をそそる様なものであるということや、こういう調理方法もあるよといった情報と一緒に出すというのがすごく良いのではないかと思います。

議長                    ありがとうございます。福島の産業をこれから良い方向へと考えている私たちからすると大変うれしい御意見を頂きました。

濱田委員            関連してですが、私は今年、福島県の魚の鮮度等を分析させていただいて、ヒラメは勿論ですが、それ以外にもブランドとなり得る魚があると考えています。「ふくしまイレブン」と限定されていると、魚が一つしか入っていないというのがあって、私は元々東京水産大学なので、全国的にも水産業の生産量が農林水産業の中ではどうしてもシェアが低くなってしまいうということが問題だと思っています。例えば、内水面の魚とか、福島県では海面養殖業に取り組んでいないということですが、逆にそういった方向等、もう少し水産業を前面に押し出すようなものを次に考えていくというのが重要なのかなと思います。参考資料2の写真で、おさかなは地味という意見がございましたが、そうではないというイメージを作っていくということが重要なのかと思いました。

議長                    はい。ありがとうございます。いろいろとアイデア、意見を出していただきました。魚は果物と比べると一般的に地味かもしれませんが、新鮮な魚のぴちぴちとした青とか、果物などの他の農産物と併せて、人間は視覚に囚われる生き物なので、そういうところからのイメージとかアピールというのは重要かと思っています。そういう意味では、参考資料2の様なまとめかたは効果があり、メリットがあるという御意見でした。逆に、やっぱり分野別に見せた方が良いという御意見が、デメリットの部分から出てこないということでしょうか。

                          よろしいでしょうか。ありがとうございます。

                          本日は、令和3年度から始まる新しい農林水産業振興計画の策定スケジュールについて、そして、現福島県農林水産業振興計画の総点検及び、本県農林水産業をめぐる情勢について報告を受けて確認し、その上で新しい福島県農林水産業振興計画の策定について御審議いただきました。特に、水産業をめぐる現在の情勢について、現場より水温上昇などの環境変化への対策、マイクロプラスチック・ゴミ・水害による流木等の対策が海面のみならず内水面でも重要との貴重な御意見が出されました。これら

は、これまでは積極的に触れられていませんでしたので、是非、今後反映していただければと思います。自然災害の被害というのは年々増えて顕在化しておりますし、それに加えて福島県では風評被害等の人為的な影響があって、ダブルパンチと言いますか、考えていかなければならない課題が多いのですが、今後もそのようなことを留意しながら進めていければと思います。

新しい計画の策定にあたって、その考え方や目指す姿については、次回以降の審議会でも審議しますので、追加の御意見がありましたら、後ほど事務局まで御提出いただければと思います。

なお、今回、事務局から説明がありました、新しい計画の策定の考え方は、本日頂いた意見等を踏まえて、今後もこの考え方をもとに具体的な議論を進めていくこととなります。よろしいでしょうか。繰り返しますが、今後も現場からの意見をフィードバックしながら、より良い計画の策定につなげていきたいと考えております。流れとして、このような方向で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、本日頂いた意見や追加の意見を取りまとめながら、細部の検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に「(5) その他」ですが、水産海洋研究センター所長より新しく整備した施設について説明をお願いします。

涌井水産  
海洋研究  
センター  
所長

水産海洋研究センターの涌井でございます。お手元にお配りしましたパンフレットで御説明いたします。昨年度にこの審議会の中で建設中と御説明した続きでございますが、今年の7月に無事開所することができました。施設の紹介も含めて御説明いたします。パンフレットの裏面を御覧ください。当センターは、平成28年から整備基本計画の策定に着手しまして、昨年7月1日から供用を開始しております。総事業費は、16億5千8百万円で、放射能研究関連施設・設備には、水産庁の補助金と震災復興特別交付税が措置されております。

パンフレットをお開きください。庁舎の機能といたしましては、一番左側の「一般研究棟」では、イワシ・サバ・カツオ等の浮魚資源に関する調査のための測定室を配置しております。真ん中の「放射能研究棟」では、放射線モニタリングのための魚介類の処理室や放射性セシウム、ストロンチウム濃度などの測定室、水産加工に関する研究室を配置しております。一番右側の「放射能飼育実験棟」では、魚介類への放射性物質の移行解明に向けた飼育実験を行っております。

当センターでは、左上に掲げました5つの基本理念に基づいて業務に当たってまいりますが、加えて、右上、県内の水産試験研究の中核機関といたしまして、内水面水産試験場、相馬の水産資源研究所との連携をはかりまして、各機関の試験研究の企

画・調整・進行管理も担っております。

では、パンフレットを更にお開きください。一番左のページでございます。当センターは、3つの研究部と事務部で構成されています。概要はパンフレットのとおりですが、特徴的な研究内容を代表して御説明させていただきます。

左から2ページ目、海洋漁業部でございます

真ん中、主要沖合性底魚の資源動向についてでございますが、調査船「いわき丸」を用いまして底びき網調査を実施しております。

先ほど課長説明にもございましたが、沿岸漁業が操業自粛している影響で、資源量が震災前と比較して、ババガレイで9倍、ヒラメで8倍、ヤナギムシガレイで4倍など、増加が確認されております。

その右側、漁場環境部では、一番下、「常磐もの」の代表格であるヒラメについて旬の見える化に取組、脂質量や遊離アミノ酸量が2月から6月上旬にかけて高くなることを確認しております。

また、一番右側、放射能研究部は、新たに組織されました。当部では、各種データの解析や飼育試験などにより海産魚介類の生態特性に応じた放射性物質の蓄積過程の解明や、魚介類、海水及び海底土の放射性物質のモニタリング等から放射性物質が海面漁業に与える影響等を調査しております。

一番下になりますが、調査船を用いた曳航式ガンマ線連続計測調査、写真1番下の左側の写真になり、船の後ろに縦に棒状のものがありますが、これが連続測定装置でございます。これを用いた調査では、福島第一原発沖の海底土に局所的に1,000ベクレルを超える点が、現在でも継続して確認されております。また、局所的な高濃度地点については、今後ROVを用いまして、海底の状況をテレビカメラで観察するとともに、直接海底土を採取し、調査してまいります。

沿岸漁業は復興途上でございます。また、先ほど水産課長が説明いたしました「ふくしま型漁業」につきましても、当センターといたしましても、放射能研究部が担保する魚介類の安全を大前提に、海洋漁業部の調査に基づき増加・大型化した資源を有効に活用することで、震災前の6割の漁獲努力で、8割の漁獲量を確保し、漁場環境部による旬の見える化などによる付加価値形成で単価アップを図り、水揚金額を震災前を超える100億円にすることを目標とした、「ふくしま型漁業」の実現に取り組んでまいりたいと思います。当センターからの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の御説明について、御質問、御意見がございましたら、よろしく願います。

特にありませんでしょうか。ますますの、センターの御活躍を期待しております。

その他として、事務局から何かございますでしょうか。

山廻邊主  
幹

水産課山廻邊です。事務局より2つ事務連絡をお伝えさせていただきます。1つ目は、追加の御意見をいただく場合がございます。本日は委員の皆様からの貴重な御意見、ありがとうございました。追加の御意見がありましたら、様式は自由でかまいませんので、1週間後の2月7日（金）までにメールまたはFAXなどで事務局まで御提出いただけますようお願いいたします。次に、2つ目は、次回の審議会の開催日程の御連絡です。次回につきましては、資料2の策定スケジュールにありましており、6月頃に開催したいと思っておりますので、4月末ごろには委員の皆様へ、御連絡させていただきたいと考えております。事務連絡は以上となります。

議長

ありがとうございました。追加の御意見は、1週間後の2月7日までにメールまたはFAXで事務局へということでした。

それでは、全体を通して、御意見・御質問等ございましたら、お願いします。

北原委員をお願いします。

北原委員

北原と申します。今日はありがとうございました。先ほど、ゴミの問題が出ましたが、私が住んでいるところは、放射性物質のフレコンバッグがまだ田んぼに沢山あるのですが、台風19号の時に積んであったものが倒れまして、用水路に流れてバッグはそのまま、あるいは、どこかに散らばってしまって、土は流れてしまいました。それがどこに行くかという、海に流れ着くと思います。そういうことで、除去してほしいというのがありますけれども、これから起こりうる19号並みの災害があると思うのですが、県としましては、どのように考えているのか教えていただきたいと思っております。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、どなたか御回答を頂けますでしょうか。

本間企画  
主幹

はい。今回の台風19号のような災害は何十年に一度と言われておりますけれども、今後、毎年来るかもしれないということがございます。県といたしましては、各関係部局で連携して、今回のフレコンバッグのような物は速やかに中間貯蔵施設に運ぶのは勿論ですが、そういうことが起こらないように、河川であったり、様々な箇所の補強・強化をしながら、万全の対策をとっていかなければいけないと思っております。農林水産分野につきましても、様々な復旧箇所もございますが、復旧しながら次の災害に備えて、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

議長

よろしいでしょうか。迅速にどうぞよろしく願いいたします。

その他、ございますでしょうか。無いようでしたら、以上をもちまして、本日の審議は終了いたしましたので、議長の職を終わらせていただきます。皆様、御協力どうもありがとうございました。

司会  
菊田主幹

大越会長、どうもありがとうございました。委員の皆様におきましても、長時間にわたり御協議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度福島県水産業振興審議会を終了いたします。

以上、議事録原本に相違ないことを証するため、署名、押印いたします。

令和2年1月31日

会 長

大越 和加



議事録署名人

立谷 寛治



議事録署名人

又保木 幸子

